



**【2. 生計維持者の収入の状況について】**（該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/>	父母2名分 満18歳となる日の前日において親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	父母1名分 満18歳となる日の前日において親権者が1名存在する場合 ・離婚、死別等により父母が1名の場合、 ・父母が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を提出できない場合 等 ・満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そのほか社会的養護が必要と認められる場合は③又④のいずれかの□にレ点を付けてください。
③	<input type="checkbox"/>	主たる生計維持者1名分 父母が存在しない場合 等
④	<input type="checkbox"/>	生徒本人 父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

(2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

## 記入上の注意

【対象となる生徒について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程に置かれる専攻科をいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（専攻科）」又は「②中等教育学校（専攻科）」の別を記入してください。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
  - ①生徒に父母がいる場合  
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
  - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合  
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
    - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
    - （2）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
    - （3）満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
    - （4）そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
  - ②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、③又は④のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

- イ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、専攻科奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる生徒であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ニ 不正に専攻科奨学給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。